

# 門真市保育施設・事業の利用案内

令和6年11月1日現在

## もくじ

○保育施設・事業所とは	2
○保育の必要性の認定について	3
○利用申請について	6
○利用にあたっての注意事項について	9
○教育・保育施設等の利用に関する実施基準	11
○利用者負担額について	13
○主食費及び副食費について	17
○利用者負担額表	19
○一時預かり事業	20
○休日保育	22
○市内企業主導型保育事業	23
○病児保育・病後児保育	24

<年度途中の利用申請の締切日>

**利用希望月の前月の15日**

前月の15日が閉庁日であれば、翌開庁日。

(例) 利用希望月が5月の場合、締切は4/15。



門真市イメージキャラクター

「ガラスケ」

門真市こども部 保育幼稚園課

〒571-8585 門真市中町1番1号

電話 : 06-6902-1231・072-885-1231 (代表)

電話 : 06-6902-6757 (直通)

FAX : 06-6902-0656

## 保育施設・事業所とは

保育を必要とする子どもが利用することのできる小学校就学前の施設等としては、保育所、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」、少人数の子どもの保育を行う「地域型保育事業」、その他認可外保育施設などがあります。実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設等で異なります。

### ○認可保育施設

施設の種類	説明	対象年齢								
保育所	就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を保育する施設です。	0歳児から 小学校入学前まで								
認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	0歳児から 小学校入学前まで								
地域型 保育事業*	少人数単位（19人以下）で、0歳から2歳の子どもを預かる事業です。  <table border="1"><tr><td>家庭的保育</td><td>家庭的な雰囲気のもとで5人以下を保育</td></tr><tr><td>小規模保育</td><td>6～19人を保育</td></tr><tr><td>事業所内保育</td><td>会社の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育</td></tr><tr><td>居宅訪問型保育</td><td>保護者の自宅で1対1で保育</td></tr></table> ※現在、門真市内には以上の4類型のうち、 <u>小規模保育</u> があります。	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで5人以下を保育	小規模保育	6～19人を保育	事業所内保育	会社の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育	居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育	0歳児から 2歳児まで
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで5人以下を保育									
小規模保育	6～19人を保育									
事業所内保育	会社の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育									
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育									

### ○その他の施設

施設の種類	説明	対象年齢
企業主導型 保育事業	企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、国（内閣府）が推進している事業です。 会社がつくる保育園で、従業員の子どもが利用する『従業員枠』と、 <u>従業員以外の地域の子ども</u> が利用する『地域枠』があります。	0歳児から 小学校入学前まで*  ※門真市内にある施設は、0歳児から2歳児まで対象の施設が多い。
認可外 保育施設	保育を行うことを目的とする施設のうち、児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設です。	0歳児から 小学校入学前まで

## 保育の必要性の認定について

幼稚園※や保育所、認定こども園などを利用する際に、「子どものための教育・保育給付にかかる認定」を受けていただく必要があります。

認定には、1号認定から3号認定までの3つの区分があり、保育の利用にあたっては、2号認定又は3号認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定を受ける手続きは、利用申請（6ページ参照）と同じ書類で、同時に手続きできます。

※新制度に移行していない幼稚園は除きます。

### 【認定の区分】

<b>1号認定</b>	保育の必要性の認定を受けない満3歳以上の就学前の子ども
<b>2号認定</b>	保育の必要性の認定を受ける満3歳以上の就学前の子ども
<b>3号認定</b>	保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども

### 【保育の必要性及び必要量の認定】

保育所・認定こども園（保育が必要な場合のみ）などの利用を希望する場合は、2号認定（満3歳以上の就学前の子ども）もしくは3号認定（満3歳未満の子ども）を受けていただく必要があります。

認定を受けられる事由は、保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」に該当し、家庭において子どもを保育することが困難な場合となっています。

### 【認定の有効期間】

基本的に2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳に到達する前まで（満3歳到達時に2号認定に変更されます）ですが、「求職活動」などの一部の事由では異なった期間が設定される場合があります。

## <保育の必要性の認定基準>

	状況	内容
1	就労	居宅外又は居宅内で子供と離れて1か月に <b>64時間以上</b> 労働することを常態としている。
2	出産	妊娠中であるか、又は出産後、間がない。(出産前後各 <b>2か月</b> )
3	疾病、負傷、障がい	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいがある。
4	親族の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神もしくは身体に障がいがある親族を常時介護又は看護している。
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている。
6	求職活動中	求職活動中(起業準備中含む)である。
7	就学中	学生、生徒である。
8	職業訓練中	職業訓練を受講している。
9	虐待	児童虐待を受けている、又は受けている恐れがある。
10	DV	DV被害を受けている、又は受けている恐れがある。
11	育児休業 (継続利用のみ)	育児休業を取得する場合で、育児休業対象の子ども以外の子どもが引き続き保育所などを利用することが必要であると認められる。
12	その他	市長が認める前各号に類する状態にあること。

## <保育の必要量>

認定区分	保育の必要量(利用可能時間)	認定基準(例:就労時間)
保育標準時間	保育が必要な範囲で、1日に <b>最大11時間</b> まで利用可能	月120時間以上
保育短時間	保育が必要な範囲で、1日 <b>最大8時間</b> まで利用可能	月64時間以上120時間未満

※その他の事由については、申請書類で審査のうえ、必要量を決定させていただきます。

※「保育標準時間」認定となるお子さんは、「保育短時間」認定を希望することもできます。

希望される場合は申請(9ページ参照)が必要です。

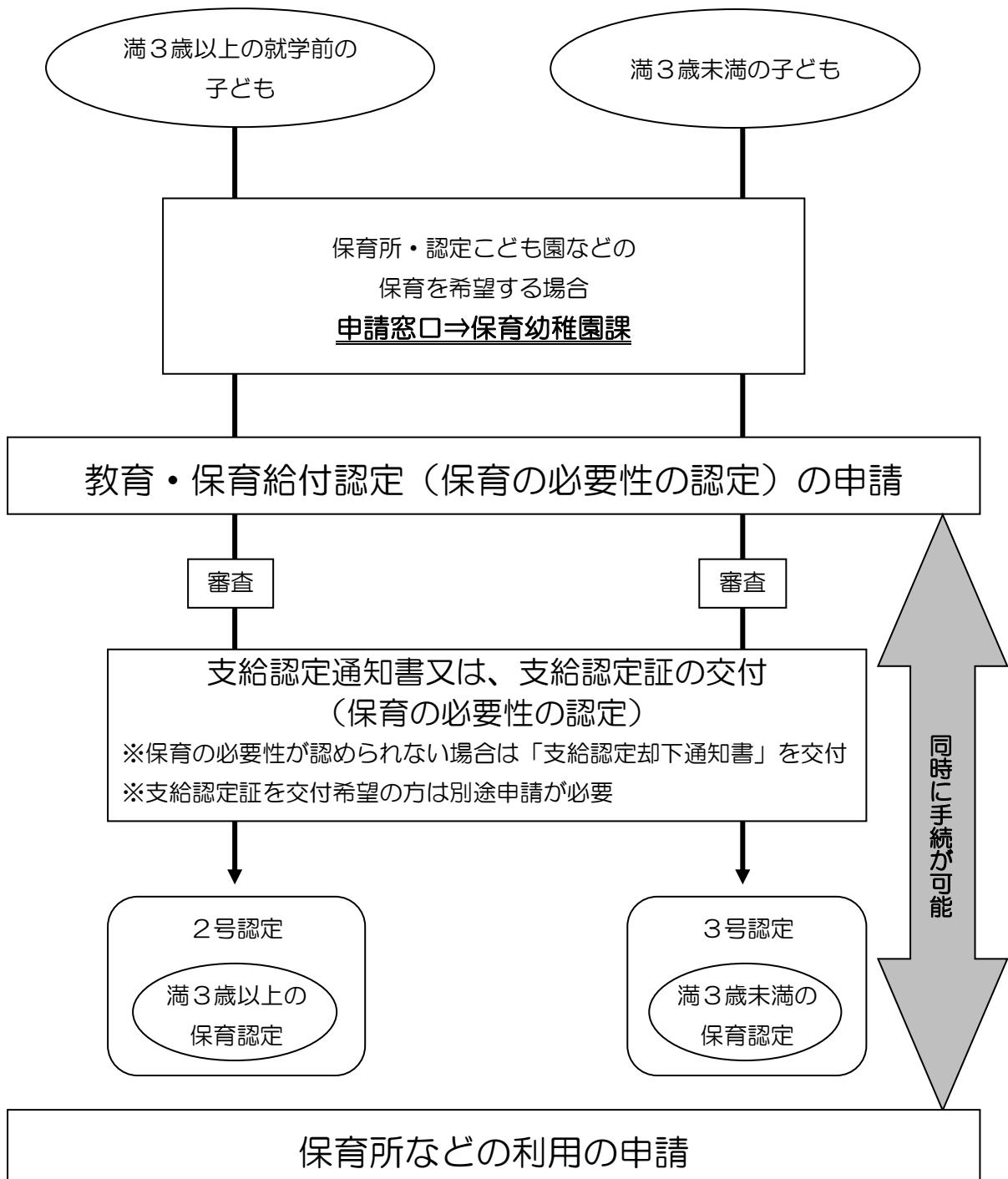
※開所時間などの設定は、施設等によって異なります。

お子さんをお預かりできる時間は、「保育が必要な時間」になります。例えば、就労を理由として施設等を利用されている方は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間になります。買い物、食事や通院等、保育の必要性の事由と直接関係ない時間は含まれませんのでご注意ください。

保育を利用できる時間帯については、施設ごとに決まっています。詳細は「門真市就学前教育・保育施設等一覧」をご覧ください。

また、入園当初は、お子さんが施設等に慣れるまでの間、「慣らし保育」があるため、通常より保育時間が短くなることがあります。

## 保育の必要性の申請から認定までの流れ



## 利用申請について

### (1) 申請方法（転園申請を含む）

- ① 以下の書類を保育幼稚園課に提出してください。（郵送の場合は、締切日必着）書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。保育幼稚園課の窓口は、平日の9時から17時30分まで開いています。

□ 「教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書」

（申請児童1名につき1枚）

□ 「就労証明書」又は「保護者等の状況確認書」

（父母を含め、同居の18歳以上65歳未満の方全員分）

※住民票上の世帯分離している場合も含む

□ その他、保育の必要性が確認できる書類（下表参照）

事由	就労証明書及び保護者等の状況確認書の記入における注意点	保護者等の状況確認書以外の添付書類
①就労 (1か月64時間以上。 自営業、内職含む)	雇用主又は勤務先に記入してもらう	「自営業主」の場合は開業届などの客観的資料を添付してください
②出産 (出産前後各2か月) ※ただし、多児妊娠の場合は、出産14週間前	出産日又は出産予定日を記入	母子健康手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し
③疾病、負傷、障がい	病名、状況等を記入	診断書、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳等の写し
④親族の介護・看護 (長期間入院等をしている親族を含む。)	状態、手帳の有無等を記入	看護・介護を受けている者の診断書、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、介護認定証等の写し
⑤災害復旧	他申告欄に状況を記入	罹災証明書等の写し
⑥求職活動中 (起業準備を含む)	誓約書欄に署名	ハローワークカードや求人情報誌等の写し
⑦就学中、職業訓練受講中	在学・職業訓練についての申告欄に記載	学生証、在学証明書、職業訓練受講証等の写しと時間割

門真市では、平成28年1月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」により、「保育の必要性の認定申請（変更・再発行を含む）」の手続きの際は、申請書にマイナンバー（個人番号）を記入していただく必要があります。また、申請書の提出時に、「本人確認」をしております。本人確認では、申請者のマイナンバーが正しいかどうかを確認する「番号確認」と申請者の身元が正しいかどうかを確認する「身元確認」を行っております。

#### ＜本人確認に必要な書類＞

##### □申請者の番号確認書類

（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票等）

##### □手続きをする方の身元確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど 申請者の顔写真が添付されているものは1点、健康保険証や母子手帳など顔写真の ないものは2点）

注意①：通知カードを番号確認書類として使用する場合は、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致していることが必要です。  
氏名・住所等に変更がある場合は、マイナンバーカード又はマイナンバーが記載された住民票等が必要となります。

注意②：保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）  
のいずれかが申請者となります。

注意③：代理人（申請者以外の人）が申請される場合は、申請者のマイナンバーカード  
の写し又は通知カードの写し、申請者の身元確認書類の写し（マイナンバーカード  
の写しを提出された場合は不要）、委任状、及び代理人の身元確認書類が  
必要です。

注意④：申請には申請者、申請に係る児童、配偶者、その他の同居親族のマイナンバー  
の記入が必要です。

② 申請ができる条件は、下記の2項目に該当する場合です。

- ・出生届を提出されている。
- ・門真市在住、又は門真市に転入予定で、かつ住所が決定している。

③ その他の注意事項

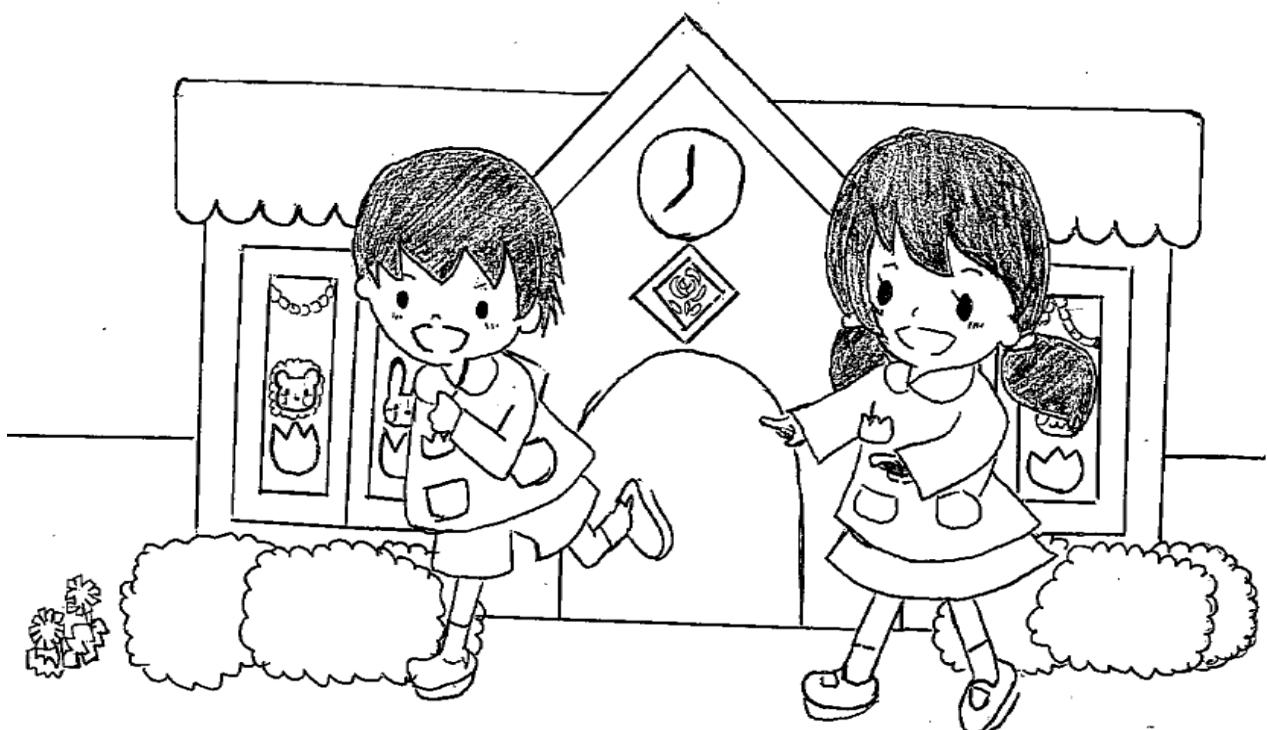
- ・希望の施設等を変更される場合は、速やかに保育幼稚園課の窓口で申し出られるか、  
又は電話にてご連絡ください。
- ・心身の発達上、集団保育するうえで特別な配慮が必要な場合は、その旨を保育幼稚  
園課にお伝えください。
- ・利用の希望を取り下げる場合は、保育幼稚園課にお伝えください。

## (2) 新年度の利用申請について

- ・利用調整は、「教育・保育施設等の利用に関する実施基準」(11、12ページ参照)に従って行います。
- ・申請期限を過ぎて提出された場合は、原則、利用調整の対象にはなりませんので、ご注意ください。期日などの詳細は、市の広報及びホームページでお知らせします。
- ・利用調整の結果につきましては、通知書を郵送してお知らせします。

## (3) 年度途中の利用申請について

- ・利用調整は、「教育・保育施設等の利用に関する実施基準」(11、12ページ参照)に従って行います。
- ・利用開始日は原則、各月の1日からとなります。
- ・利用申請は、利用を希望する月の前月15日までにしていただく必要があります（前月の15日が閉庁日であれば、翌開庁日）。
- ・利用が決定した方にのみ、保育幼稚園課から電話でご連絡します。利用できない方に対する電話連絡はいたしませんので、ご了承ください。



## 利用にあたっての注意事項について

### (1) 利用に関する注意事項について

- ① 求職活動中の方は、入所日（または離職日）から原則3か月以内に勤務していただき、「就労証明書」を勤務先に記入してもらい、保育幼稚園課にご提出ください。「就労証明書」の提出が遅れた場合や、原則3か月以内に勤務していない場合は、内定の取消・退所（園）となる場合がありますので、ご注意ください。
- ② 育児休業から復帰される方は、入所月の月末までに職場復帰が必要です。復職日から10日以内に「就労証明書」を勤務先に記入してもらい、保育幼稚園課にご提出ください。「就労証明書」の提出が遅れた場合や、入所月の月末までに職場復帰ができない場合は、内定の取消・退所（園）となる場合がありますので、ご注意ください。
- ③ 就労内定中の方は、入所月の月末までに勤務していただき、勤務開始日から10日以内に「就労証明書」を勤務先に記入してもらい、保育幼稚園課にご提出ください。「就労証明書」の提出が遅れた場合や、入所月の月末までに勤務していない場合は、内定の取消・退所（園）となる場合がありますので、ご注意ください。

※就労証明書については、保育幼稚園課の窓口、市のホームページにて取得可能です。

### (2) 教育・保育給付認定に係る書類の保管

保育の必要性を証明した「支給認定通知書」については、園から提示を求められる場合もありますので、必ず保護者の方が保管してください。

### (3) 各種届出

下記のいずれかに該当する場合は、保育幼稚園課に届け出てください。

- ・住所を変更したとき
- ・世帯構成に変更があるとき（結婚、離婚、祖父母の同居など）
- ・税額が変更となったとき
- ・保育の必要性の事由に変更があるとき（例：就労⇒求職活動中、出産など）

### (4) 保育の必要量（標準時間⇒短時間）の変更について

変更したい日までに変更申請書及び保育の必要性が確認できる書類（6ページ参照）を保育幼稚園課に提出してください。

※申請日より前に遡ることはできませんのでご注意下さい。

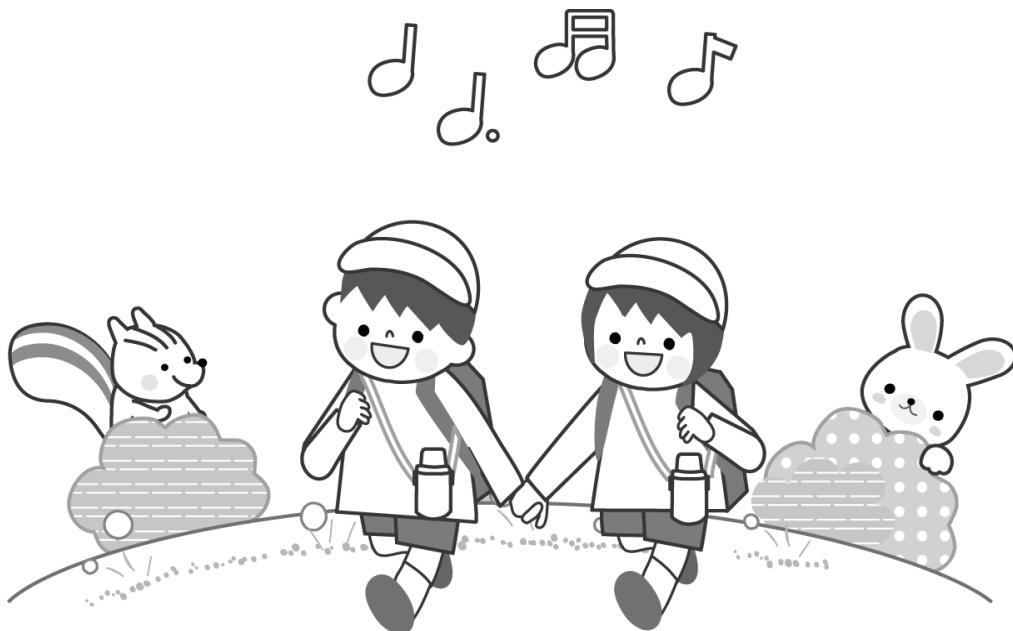
### (5) 転所・転園について

- ① すでに利用している施設等からの転所・転園を希望される場合は、本人

- 確認に必要な書類を持参のうえ、申請に必要な書類（6ページ参照）を保育幼稚園課に提出してください。（郵送可）
- ② 転所・転園の場合も「教育・保育施設等の利用に関する実施基準」（11、12ページ参照）によって利用調整を行います。

#### （6）退所・退園について

- ① 保育所等を退園される場合は、「保育施設・事業退所（園）届」を保育所等もしくは保育幼稚園課に提出してください。退所届の用紙は、保育所等もしくは保育幼稚園課にあります。退所届が提出されないと正式に退所にはなりませんので、ご注意ください。
- ② 保育所等において保育を利用中であっても、次の場合は、退所・退園となります。
- ・現況確認などの継続利用の手続きをされない場合。
  - ・利用申請及び面接・現況確認の時に虚偽の記入、申し立てが判明した場合。
  - ・「教育・保育施設等の利用に関する実施基準」（11、12ページ参照）に該当しなくなった場合
  - ・市外に転出された場合
  - ・正当な事由なく2か月間のうち1日も児童が利用しない場合
  - ・他の保育所等で保育を受けることになった場合



# 教育・保育施設等の利用に関する実施基準

## ① 基本指數一覧

番号	状況			点数
	類型	細目		
1	就労	就労	月160時間以上の就労	10
			月140時間以上160時間未満の就労	9
			月120時間以上140時間未満の就労	8
			月100時間以上120時間未満の就労	7
			月80時間以上100時間未満の就労	6
			月64時間以上80時間未満の就労	5
2	出産	出産	出産前後2ヶ月(多胎妊娠の場合は14週間前)	6
3	病気・障がい	疾病	長期間入院、又は入院を要するほどの重度の疾病を有し、常時安静が必要	10
			長期間の通院、加療を必要とする	7
		障がい	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを受けており、保育が困難	10
			身体障害者手帳3級、4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1を受けており、保育が困難	8
			身体障害者手帳5級、6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を受けており、保育が困難	6
4	看護・介護	看護・介護	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付添のため、常時保育が困難	10
			月120時間以上の、病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の介添が必要であり、保育が困難	7
			月120時間未満の、病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の介添が必要であり、保育が困難	5
5	災害復旧	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10
6	求職活動中	就労・求職活動中	1ヶ月64時間未満の就労かつ求職活動中	2
		未就労・求職活動中 (起業の準備を含む)	未就労で求職活動中	1
7	就学・職業訓練	就学・職業訓練	就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、月に120時間以上授業や訓練を受けており、保育が困難	8
			就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、月に120時間未満授業や訓練を受けており、保育が困難	7
		通信教育	通信制大学、通信教育の学生である	6
8	虐待・DV	虐待・DV	虐待・DVを受けている、又は受けたことがある	※
9	その他	その他	保育が必要な事由に類するとして市長が認める状態にある場合	※

## ② 調整点一覧

番号	世帯の状況	点数
1	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(単身赴任等)、かつ祖父母等と同居していない	2
2	生活保護を受給している	1
3	利用希望日より1ヶ月以内に産後休暇・育児休業から復帰する	2
4	申請児童が障害者手帳または療育手帳を所持している場合、もしくは特別児童扶養手当を受給している	1
5	父母以外の18歳以上65歳未満の同居者が、無職又は基本指數6番(求職活動中)に該当する	-2

6	父母のいずれかが市内の教育・保育施設(認可外保育施設は除く)において保育士、保育教諭、子育て支援員として就労している又は就労予定である	保育士、 保育教諭	3
		子育て支 援員	2
7	申請児童の兄弟姉妹が教育・保育施設及び地域型保育事業(幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育施設等。以下「保育施設等」という。)を利用している(申請児童及び保育施設等を利用している兄弟姉妹全員が既に門真市内の同一施設を利用している場合を除く)		2
8	門真市内の保育施設等を利用していない兄弟姉妹が同時に申請している(調整点7番との重複加点はしない)		2
9	小規模保育施設等を利用しており、3歳児以上の受け入れがなく、進級に際して転所を申請している		3
10	市長が認める状態にある場合		※

### (3) 同点の場合の優先順位

1	調整点6番(市内施設保育士等)に該当する者
2	調整点9番(小規模保育施設卒園児)に該当する者
3	申請児童の兄弟姉妹が当該施設に在籍している者
4	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(単身赴任等)である者
5	基本指數の高い者
6	希望する施設の希望順位が高い者

### (4) その他の判断基準

1	小学生以下(小学校6年生まで)の兄弟姉妹の人数が多い
2	申請児童が多胎児である
3	認可外保育施設を利用している
4	父母以外の18歳以上65歳未満の同居者がいない
5	就労日数が多い
6	利用希望日から起算して待機期間が長い
7	就労中と就労内定での同点選考となった際は、就労中を優先する

### 基本指數および調整点についての備考

- ①基本指數一覧に基づいて、原則、父母それぞれの点数の合算(父母が複数の状況に該当する場合は、それぞれ点数の高い方で算定)を基本指數とする。ただし、ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯等については、当該ひとり親等の点数と10点の合算を基本指數とする。
- ②調整点一覧に該当するものがあれば、それぞれ加点又は減点を行うものとする。なお、②において、該当者が世帯内に複数いる場合でも、重ねて適用しないものとする。
- ①及び②を合算した点数が同点の場合は、③に掲げた優先順位が高い者の利用を決定する。また、③においても順位が決定しない場合は、④に掲げた基準により総合的に判断し、利用を決定する。
- 父母がない場合は、その他の保護者で算定する。
- 「※」については、児童福祉の観点から緊急度が高いと認められる場合など当該児童・世帯の状況等に応じて別途判断する。
- 調整点6番中における子育て支援員とは、子育て支援員研修において地域保育コース(地域型保育)の研修を修了したものという。

## 利用者負担額について

### (1) 利用者負担の算定等について

- ① 利用負担額は、以下のとおり利用児童の父母の市町村民税の状況によって決定します。所得の申告がお済みでない場合は申請児童の年齢に関わらず申告をお願いします。
  - ・4月から8月までの利用者負担額は、前年度の税額を基に算定します。
  - ・9月から翌年の3月までの利用者負担額は、当該年度の税額を基に算定します。(詳細は、19ページの表を参照。)
  - ・世帯の状況によっては、祖父母の税額が関係することがあります。
- ② 保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）の利用者負担額は同じです。
- ③ 利用者負担額以外に制服や教材などに関わる諸費用が発生する場合があります。
- ④ 利用者負担額の算定に必要な書類を提出されない場合は、最高額の利用者負担額に仮決定しますのでご注意ください。
- ⑤ 保育所の利用者負担額は、市にお支払いただくことになります。お支払いは、口座振替です。詳細は、保育幼稚園課もしくは各保育所にお問い合わせください。
- ⑥ 認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）の利用者負担額は、利用施設に直接お支払いただくことになります。支払方法は、直接、各利用施設にお問い合わせください。
- ⑦ 当初決定した利用者負担額が、課税資料の調査により当初の税額と異なることが判明した場合、4月又は9月に遡って利用者負担額を変更する場合があります。
- ⑧ 平成29年4月から5歳児、平成30年4月から4歳児を対象に幼児教育・保育・療育に係る利用者負担（保育料）の無償化を実施しておりましたが、平成31（2019）年4月から、対象児童を3歳児まで拡充しています。

### (2) 利用者負担額の軽減について

次の①～⑤に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。

- ① 利用児童の病気もしくは怪我により欠席するとき
  - ・診断書等により確認できた欠席日数に応じて日割り計算し、軽減します。  
※欠席届と診断書等を利用施設・事業に提出してください。欠席届は利用施設、保育幼稚園課にあります。(欠席届には、利用している施設・事業の印鑑が必要。)
- ② 同一世帯から2人以上、次の施設等を利用しているとき（多子軽減）

・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業（小規模保育等） ・企業主導型保育施設	・児童発達支援 ・特別支援学校幼稚部 ・児童心理治療施設 ・居宅訪問型児童発達支援
---	--

#### (ア) 軽減額について

第2子の利用者負担は半額、第3子以降の利用者負担は全額免除されます。

	第1子 (A)	第2子 (B)	第3子 (C)	備考
例1	保育所	保育所	保育所	(A) =全額、(B) =半額、(C) =0円
例2	幼稚園	保育所	保育所	(B) =半額、(C) =0円

※他市軽減のカウントの考え方は、次ページをご確認ください。

#### (イ) 申請について

「多子軽減申請書」を保育幼稚園課に提出してください。

- ※ 「多子軽減申請書」の有効期限は提出年度の年度末までです。
- ※ いずれの児童も保育所、認定こども園又は地域型保育事業（小規模保育等）、幼稚園を利用している場合、「多子軽減申請書」は不要です。
- ※ 「多子軽減申請書」は、保育幼稚園課窓口、又は市のホームページで入手することができます。

#### (ウ) 適用期間について

条件に該当した月から軽減が適用されます。施設を利用している児童が退所・退園した場合、翌月以降の利用者負担額は、軽減措置が解除となりますので保育幼稚園課まで申し出てください。

#### ③ 多子軽減に伴う多子計算の年齢制限の撤廃による軽減

平成28年4月より、算定の基礎となる市町村民税所得割額と世帯の状況によって、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃する措置を行うこととなりました。

詳細は次ページをご確認ください。

# 多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃の考え方

次の(1)又は(2)に当てはまるご家庭は、  
「多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃の考え方」の対象となります。

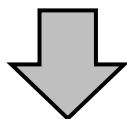
## (1) 二人親世帯の場合

1号認定	2号認定（満3歳以上）	3号認定（満3歳未満）
利用者負担額算定の対象となる市町村民税所得割額が77,101円未満	利用者負担額算定の対象となる市町村民税所得割額が <b>57,700円未満</b>	

## (2) ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯の場合

1号認定	2号認定（満3歳以上）	3号認定（満3歳未満）
利用者負担額算定の対象となる市町村民税所得割額が77,101円未満	利用者負担額算定の対象となる市町村民税所得割額が <b>77,101円未満</b> ※第2子以降は利用者負担が全額免除	

多子軽減の年齢の上限撤廃にあたっては、同一生計にある、児童の兄や姉等が対象となります。別居しているが仕送り等を受けている児童の兄や姉等（例：大学生や専門学校生）がいる場合は、保育幼稚園課にご連絡願います。内容によっては、多子軽減の対象となる場合があります。



上記(1)又は(2)に当てはまらないご家庭はこちら。



## ＜通常の多子軽減の考え方＞

カウントの対象は、

- ・「同一世帯」の「保護者に係る（＝監護する）子ども」。  
※教育・保育給付認定保護者との監護関係のみで判断しておらず、子ども同士が兄弟姉妹である必要はない。

年齢の上限は、

- ・1号認定の場合は、小学校3学年まで
- ・2号（3号）認定の場合は、小学校入学前までに限定。

＜多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃の考え方＞	
[19歳の年度以降] 保護者と生計が同一の子や孫等であれば、年齢に関わらず対象。保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。 (例) 実家を離れ、仕送りを受けながら1人暮らしをしている大学生。両親を亡くし、祖父母に育てられている大学生。同居の浪人生等。	
[18歳の年度まで] 保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象。 (例) 実家を離れ、寮で暮らす高校生。両親を亡くした小学6年生の甥や姪。小学3年生の兄や姉等。	(例)
19歳の年度～	長男（仕送りを受けて1人暮らしの大学生） 第1子扱い
～18歳の年度	
5歳児	長女 第2子扱い（利用料半額）
4歳児	
3歳児	次男 第3子扱い（利用料無料）
2歳児	
1歳児	
0歳児	

	(例) 1号認定	(例) 2号（3号）認定
小4～	長男 対象外	長男 対象外
小1～小3	長女 第1子扱い	長女 対象外
5歳児		次男 第1子扱い (利用料満額)
4歳児	次男 第2子扱い (利用料半額)	
3歳児	次女 第3子扱い (利用料無料)	次女 第2子扱い (利用料半額)
2歳児		
1歳児		三男 第3子扱い (利用料無料)
0歳児		

④ 収入が著しく減少した場合

保護者の申請に基づき、一定期間利用者負担額を減免することがあります。

詳細は保育幼稚園課にお問い合わせください。

⑤ 月の途中で退所・退園した場合

その月の利用者負担額を日割り計算し、算出します。

## 主食費及び副食費について

### (1) 主食費について

- ① 公立保育所、認定こども園の3歳児クラス以上の児童は、月額700円の主食費を徴収しています。主食費の支払いは、**口座振替**です。詳しくは、各公立保育所、公立認定こども園もしくは保育幼稚園課にお問い合わせください。
- ② アレルギーのため主食の提供を受けることができない児童については、その提供を受けていない期間における主食費を免除します。詳細は、保育幼稚園課にお問い合わせください。

※公立保育所、公立認定こども園以外の取り扱いについては、ご利用の施設等にお問い合わせください。

### (2) 副食費について

令和元年10月1日から、国による、幼児教育・保育の無償化が実施されました。これに伴い、2号認定児（3歳～5歳児）につきましては、これまで保育料に含まれていたおかず・おやつ代などの副食費が無償化の対象外となり、保護者の負担が必要となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもおよびすべての世帯の第3子以降の子どもは、国制度において副食費の実費徴収が免除されます（1号および2号認定児）。対象の人には個別に通知を送付します。

#### ・ 1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまで保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまで保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

#### ・ 2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまで保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

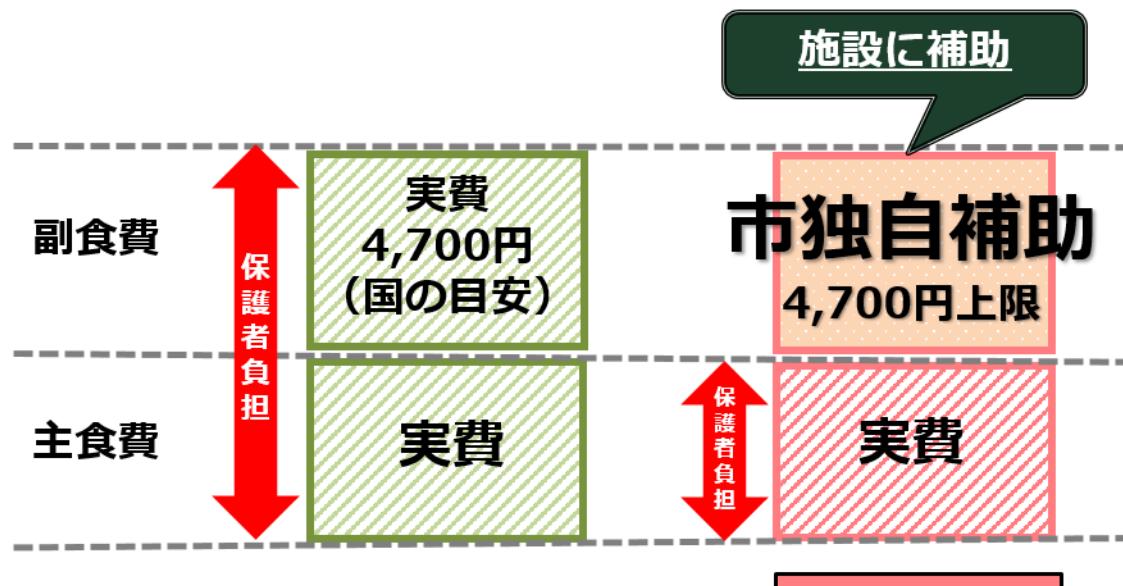
## <副食費の補助について（門真市保育所等給食費補助金）>

門真市では、独自の取り組みとして、幼稚園や保育所、認定こども園に通う3～5歳児の免除対象者以外の人（年収360万円以上相当世帯の第1子・第2子）にかかる副食費を施設に補助します。（月額4,700円上限）

補助に関して、保護者の皆さまの手続きは必要ありません。

注意：主食費は、これまで通りお支払が必要です。

### 3～5歳児における副食費補助



## 保育認定の利用者負担額表

保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）での保育認定の利用者負担額表

階層	定義	利用者負担額（月額）	
		0歳児・1歳児・2歳児	3歳児・4歳児・5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	市町村民税の均等割のみ課税される世帯	ひとり親世帯等	3,600円
		上記以外の世帯	7,500円 (7,400円)
D 1	市町村民税所得割課税額が20,000円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,200円
		上記以外の世帯	8,800円 (8,700円)
D 2	市町村民税所得割課税額が20,000円以上33,900円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,500円
		上記以外の世帯	12,000円 (11,800円)
D 3	市町村民税所得割課税額が33,900円以上68,500円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,800円
		上記以外の世帯	16,000円 (15,800円)
D 4	市町村民税所得割課税額が68,500円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	6,000円
		上記以外の世帯	20,000円 (19,700円)
市町村民税所得割課税額が77,101円以上101,500円未満の世帯		20,000円 (19,700円)	0円
D 5	市町村民税所得割課税額が101,500円以上128,200円未満の世帯	27,600円 (27,200円)	0円
D 6	市町村民税所得割課税額が128,200円以上154,700円未満の世帯	33,400円 (32,900円)	0円
D 7	市町村民税所得割課税額が154,700円以上182,000円未満の世帯	36,000円 (35,400円)	0円
D 8	市町村民税所得割課税額が182,000円以上233,500円未満の世帯	44,600円 (43,900円)	0円
D 9	市町村民税所得割課税額が233,500円以上268,000円未満の世帯	47,600円 (46,800円)	0円
D 10	市町村民税所得割課税額が268,000円以上388,800円未満の世帯	48,800円 (48,000円)	0円
D 11	市町村民税所得割課税額が388,800円以上の世帯	51,400円 (50,600円)	0円

※ 年齢は、当該年度の4月1日時点での年齢です。

※ 利用者負担額の（ ）内は、保育短時間認定（1日あたり最大8時間利用可能）を受けた児童の利用者負担額です。

※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄付金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例が適用される前の金額になります。

※ 4月から8月の利用者負担額は前年度の市町村民税額で、9月から翌年3月の利用者負担額は当年度の市町村民税額により決定されます。

※ 大阪市や堺市などの政令市では市民税所得割額は8%で課税されておりますが、利用者負担額については、政令市以外の市町村と同様の税率（6%）により算定いたします。

※ ひとり親世帯等とは、母子父子世帯、同居者に身体障がい者手帳・精神福祉保健手帳・療育手帳を交付されている方がいる世帯、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給者がいる世帯をいいます。

## 一時預かり事業

保護者がリフレッシュしたいときや、冠婚葬祭、病気やケガなどにより、一時的に家庭での保育ができなくなったときに利用できます。

新型コロナウイルスの流行等により、受入れを停止する場合があります。ご希望の方は、事前に各施設に受入れ状況をお問い合わせください。

(1) 実施施設（日曜、祝日は一時預かりを実施していません。）

施設名	曜日	実施時間帯 ※1	所在地	電話番号	利用月齢 (目安)
おおわだ保育園	平日	8:30~16:30	野里町41-39	072-882-3255	2、3か月~
	土曜	実施していない			
まことしょうじ こども園	平日	8:30~16:30	小路町7-34	06-6908-5959	6か月~
	土曜	実施していない			
柳町園	平日	8:30~16:30	柳町14-10	06-6908-1010	6か月~
	土曜	実施していない			
古川園	平日	8:30~16:30	古川町7-3	06-6908-4529	6か月~
	土曜	実施していない			
ファースト保育園	平日	9:00~17:00 ※2	大池町22-24	072-881-0653	6か月~
	土曜				
智鳥保育園	平日	8:30~16:30	北島町14-28	072-881-3755	6か月~
	土曜	実施していない			
うちこしこども園	平日	8:30~16:30 ※3	打越町25-1	072-887-1588	2か月~
	土曜				
きたじまこども園	平日	8:30~16:30 ※3	五月田町4-1	072-882-6167	2か月~
	土曜				
すえひろこども園	平日	8:30~16:30 ※3	末広町2-15	06-6909-1588	2か月~
	土曜				
えがお保育園	平日	9:00~17:00	宮野町3-21 メリックⅢ2F	072-881-5010	6か月~
	土曜	実施していない			
門真めぐみ幼稚園	平日	8:30~16:30	四宮3-10-24	072-882-0071	1歳児クラス~
	土曜	実施していない			

※1 詳細は、各施設にお問い合わせください。

※2 ファースト保育園は、8~9時及び17~18時の延長あり。

※3 うちこしこども園、きたじまこども園、すえひろこども園は、8時~8時半及び16時半~18時の延長あり。

## (2) 利用方法

一時預かりの利用申込みは、各実施施設に直接ご連絡ください。

なお、利用人数に制限がありますので、お預かりできない場合もあります。

また、他市在住の方でも門真市内の施設を利用することは可能ですが、施設によっては空き状況などにより門真市在住の方を優先して受け入れる場合もありますので、詳細は利用を検討している施設へ直接ご確認いただきますようお願ひいたします。

## (3) 利用料金と納入先

下表のとおりです。納入先については各実施施設へお支払いください。

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
おおわだ保育園	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
まことしょうじこども園	3,000円	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円
柳町園 ※1	3,000円 (4,000円)	3,000円 (4,000円)	2,500円 (3,000円)	2,000円 (2,500円)	2,000円 (2,500円)	2,000円 (2,500円)
古川園 ※1	3,000円 (4,000円)	3,000円 (4,000円)	2,500円 (3,000円)	2,000円 (2,500円)	2,000円 (2,500円)	2,000円 (2,500円)
ファースト保育園 ※2	3,000円	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円
智鳥保育園	3,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
うちこしこども園 ※3	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
きたじまこども園 ※3	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
すえひろこども園 ※3	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
えがお保育園 ※4	2,800円 (1,000円)	2,500円 (1,000円)	2,500円 (1,000円)			
門真めぐみ幼稚園		4,000円	4,000円	3,000円	3,000円	3,000円

※1 柳町園、古川園の( )は、門真市外在住の方が利用したときの料金です。

※2 ファースト保育園は、8~9時の時間帯を利用する場合は400円加算、17~18時の時間帯を利用する場合は400円加算があります。

※3 うちこしこども園、きたじまこども園、すえひろこども園は、8時~8時半、16時半~18時の時間帯を利用する場合、15分あたり100円加算があります。

※4 えがお保育園の( )は、ならし保育中の利用料金です。

(ならし保育は3日間行い、それぞれ9時~11時までです。4日目からは1日預かりが可能となります。)

## 休日保育

日曜・祝日等の休日に保育する「休日保育」を下記の要領で実施しています。

### (1) 対象児童

「教育・保育施設等の利用に関する実施基準」(11、12ページ参照)に該当し、かつ休日においても保育を必要な門真市内在住の児童

### (2) 実施施設

まことしょうじこども園

#### 休日保育の利用の流れ

##### 登録（面接）

休日保育を利用されるにあたっては、最初に登録する必要があります。  
登録は休日保育を行う施設で行います。また、登録の際には面接を行います。



##### 予約

休日保育を利用する1週間前までに、施設への予約をお願いします。  
継続的にご利用される場合は、登録時にご相談ください。



##### 当日

保護者と一緒に登園してください。

#### <問合せ先>

施設名	所在地	電話番号	実施時間	〇歳児利用月齢 (目安)
まことしょうじ こども園	小路町7-34	06-6908-5959	8:30~16:30	6か月~

- ※ 延長利用はできません。
- ※ 食事の提供はございませんので、お弁当・水筒をご持参ください。
- ※ その他持ち物等の詳細は、直接施設へお問い合わせください。

## 市内企業主導型保育事業

「企業主導型保育事業」とは、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、国（内閣府）が推進している事業です。

会社がつくる保育園で、従業員の子どもが利用する『従業員枠』と、従業員以外の地域の子どもが利用する『地域枠』があります。

利用の申請については直接施設にお問い合わせください。

### ◇企業主導型保育事業

No	名称	定員	所在地	電話番号
1	企業主導型保育園 Baby leaf	11	野里町9-25 グランドハイツカワモト 102	072-392-4880
2	リールキッズ門真保育園	24	岸和田 3-36-10 サンピカ A201C 号	072-813-3360
3	たぬきの子保育園	7	末広町 13-22	06-6909-5578
4	スマイル保育園	29	宮野町3-21 メリックⅢ 3F	072-881-5020
5	古川橋なの花保育園	19	速見町 6-10 リーフス タイル古川橋 1F	06-6907-7676
6	大和田園 きらぼし保育園	12	常盤町 5-20	072-884-0505
7	プチキッズ まことしょうじ保育園	12	小路町 2-12 クリエ門真 102 号	06-6908-2323

## 病児保育・病後児保育

対象児童	生後 6 か月から小学 6 年生までの児童
利用料金	市内在住者：1 日 500 円※ 市外在住者：1 日 2,000 円 (検査や処置等にかかる診察料は別途)

※市内在住者の利用料金については、令和 3 年度より 2,000 円から 500 円へ引き下げています。

- 定員に達した場合や病状等により病児・病後児保育室の判断で、お預かりできない場合があります。
- 生活保護世帯・市民税非課税世帯には利用料免除制度があります。  
利用料免除をご希望の方は、施設利用時に下表の証明書をご提示の上、減免対象であることをお申し出ください。

世帯区分	証明書（写し可）
生活保護世帯	生活保護法医療券
市民税非課税世帯	保育料の利用者負担額決定通知書 (B 階層または第 2 階層) (利用年度の 4 月～8 月分)

※減免適用は市内在住者のみです。

※生活保護世帯の方は利用月毎に証明書（写し可）の提示が必要です。

※利用当日、証明書の提示が難しい場合は、保育室へお申し出ください。

※減免対象者であるか確認がとれない場合の利用料は減免できません。また、支払い後の返金はできませんのでご了承ください。

### 病児保育

#### 《対象児童》

- 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないために集団保育が困難な児童
- 保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童

#### 《実施施設》

スマイルこどもクリニック病児保育すまいるーむ（ホームページは QR コード参照）

所在地：〒571-0062 門真市宮野町 3-22 メリック第 2 ビル 214 号

電話番号：072-881-5700

#### 《利用時間・曜日》

月曜日～金曜日 8 時 30 分から 18 時まで（木曜日は延長保育なし）

※17 時以降は延長料金が必要となります。（500 円／30 分）

※病児保育の受け入れができない日については、ホームページにてお知らせいたします。



## 病後児保育

### 《対象児童》

- ・病気の回復期で、集団保育が困難な児童
- ・保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童

### 《実施施設》

智鳥保育園 病後児保育室（ホームページはQRコード参照）

所在地：〒571-0026 門真市北島町 14-28

電話番号：072-881-3755

### 《利用時間・曜日》

月曜日～金曜日 8時から 18 時まで

※8時から8時30分及び17時30分以降は延長料金が必要となります。(200円／10分)

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始・3月31日は休室です。その他、保育園の行事などで休室することがあります。





